

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会 総務連絡会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）第1回運営委員会の議決に基づき設置された総務連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の例規に関すること。
- (2) 協議会運営等に関する連絡調整・情報伝達に関すること。
- (3) 協議会の広報計画に関すること。
- (4) その他、協議会の運営について必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 連絡会は、別表に掲げる会員の共同運営所管課長（課長の職がない場合は課長相当職員）が当該会員の職員の中から、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会総務連絡会メンバー報告書（第1号様式）により報告するメンバーで構成する。

2 メンバーを変更する場合には、会員の共同運営所管課長（課長の職がない場合は課長相当職員）は、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会総務連絡会メンバー報告書（変更用）（第2号様式）を運営委員会委員長に提出するものとする。

3 連絡会にリーダー1名及びサブリーダー2名を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

4 リーダーは、連絡会を総理し、必要に応じて会を招集し、その座長となる。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代行する。

6 第1項の規定にかかわらず、リーダーは、連絡会の運営上必要があると認めるときは、連絡会に関係者の出席を求めることができる。

(オブザーバー)

第4条 リーダーは、別表に掲げる協議会会員以外の神奈川県内の市町村、一部事務組合及び広域連合から、当該市町村等の職員をオブザーバーとして参加させたい旨の申請があり連絡会の運営上支障がないと認めるときは、運営委員会委員長の承認を得たうえで当該職員を連絡会にオブザーバーとして参加させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 連絡会に協議会に関する事項を検討するために、担当者レベルのワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

(事務)

第6条 連絡会の事務は、事務局が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項はリーダーが別に定める。

附 則

1 この要領は、平成16年12月1日から施行する。

2 施行日前に書面により行われた連絡会へのメンバー報告は、第3条第1項の規定による報告とみなす。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月5日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

別表（第3条関係）

総務連絡会の構成団体

構 成 団 体			
神奈川県	三浦市	葉山町	箱根町
相模原市	秦野市	寒川町	真鶴町
横須賀市	厚木市	大磯町	湯河原町
平塚市	大和市	二宮町	愛川町
鎌倉市	伊勢原市	中井町	清川村
藤沢市	海老名市	大井町	神奈川県内広域水道企業団
小田原市	座間市	松田町	
茅ヶ崎市	南足柄市	山北町	
逗子市	綾瀬市	開成町	